

先生各位

検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
この度、2022年(令和4年)6月28日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0628第4号」
により、下記の検査項目の一部変更が通知されましたので、下記の通りご案内いたします。
謹白

記

- 適用日 2022年(令和4年)7月1日から適用
- 保険収載内容 一部変更項目

項目名	保険点数	
SARS-CoV-2 核酸検出	検査委託	700点
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出	検査委託	700点

詳細は裏面をご参照ください。

● 詳細内容 太字下線部分が変更されました。

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
SARS-CoV-2 核酸検出	検査委託 ： 700点 (350点 ×2回分)	微生物学 的検査 判断料 (150点)	「D023」 微生物 核酸同定 ・定量検 査の 「10」	<p>SARS-CoV-2核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリ-Bの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">～ (略) ～</p>
SARS-CoV-2・ インフルエンザ 核酸同時 検出	検査委託 ： 700点 (350点 ×2回分)	微生物学 的検査 判断料 (150点)	「D023」 微生物 核酸同定 ・定量検 査の 「10」	<p>SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリ-Bの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">～ (略) ～</p>